

特許権維持要否ガイドライン

〔平成26年11月27日〕
新潟大学

国立大学法人新潟大学職務発明規程(平成16年規程第125号)(以下「職務発明規程」という。)第15条第1項第6号の規定に基づき発明審査委員会が実施する特許権の維持要否の審査は、下記のガイドラインにより行うものとする。

記

- 1 本学が保有する特許権の維持要否は、特許権の設定登録後、第3年目、第6年目に審査することとする。
- 2 特許権の維持要否の判定は、下表の評価項目により審査するものとし、いずれかの評価項目が肯定的であるときには、特許権を維持することとする。

項番	評価項目
1	有効な技術移転契約の有無
2	実施中または実施予定の共同研究における特許権の維持必要性の有無 *
3	現存する起業の有無
4	上記の1または3が1年以内に「有」となる見込みの有無

*: 共同研究相手による特許権の維持要望があり、特許権を本学で維持することが適当であること

- 3 特許権の設定登録後、9年目以降は特段の事情がない限り、原則として特許権の維持はしないこととする。
- 4 外国における特許権についても当該外国において、評価項目のいずれかが肯定的な回答である場合には、日本国の特許権と同等に扱うこととする。
- 5 本学では特許権を維持しないと決定した以降の特許料は支払わないこととする。なお、発明者等の希望に応じて、特許権を発明者等に承継させることができる。
- 6 平成19年3月31日までの本学による特許出願であって本学が保有する日本国の特許権については、特許料の支払いが不要であるため(産業技術力強化法附則第3条)、事務手数料負担がないときには、特許権の維持要否の審査を要することなく、特許権を維持することとする。

- 7 共有特許であり共有権利者が特許料および事務手数料を全額負担し、かつ共有権利者が特許権を維持するときには、特許権の維持要否の審査を要することなく、本学においても特許権を維持することとする。

附 則

このガイドラインは、平成26年11月27日から実施する。